

市民団体が
主体的に参画して行う

まちづくり事業を支援します

令和8年度
制度改革
全世代へ補助率UP!



— 市民協働活性化支援事業補助金（令和8年度） —

対象事業・補助金額

市民協働のまちづくり推進に関する事業で、市民への波及効果が期待できる事業に対して、費用の一部を補助します。ただし、営利を目的とするもの又は同一年度内にこの補助金の交付決定を受けたものは、対象外とします。

〈活用例〉

- ・ 交流イベント・講演会
- ・ コンサート etc.

令和7年度以前の
交付回数も
引き継ぎます。



●初めて実施する内容の事業（新規事業）

- ・ 補助率 **3/4以内**
- ・ 上限 **50万円**

●新規事業以外の事業

- ・ 補助率 **1/2以内**
- ・ 上限 **30万円**

- ・ 同一内容の事業を継続する場合は対象
- ・ 1事業につき最大4回まで支援します。
(初めて実施する内容の事業1回 + 継続3回)

対象団体

市内に所在し、次のいずれにも該当する団体(NPO法人等)

- (1) 5人以上で構成される団体
- (2) 構成員の半数以上が市内に居住し、通勤し、又は通学する者で構成される団体
- (3) 事業を主体的に実施する団体

＼ 浜田市HPはこちら ／



	補助対象外経費	例
①	補助対象者の構成員への賃金、報償費、食糧費、使用料等	イベントスタッフ報償費、会議等の弁当代、移動のための交通費等 ※代表を務める法人への支払や個人事業主として事業を行っている構成員への支払も経費対象外です。
②	備品の購入費のうち単価が税込5万円を超える部分の経費	備品6万円購入の場合 ・うち5万円は補助対象 ・うち1万円は補助対象外
③	汎用性の高い備品の購入費	携帯電話、タブレット、パソコン、プリンター、車等
④	酒類の購入に要する経費及び懇親会、宴会等に要する経費	酒類、酒類の商品券、イベント終了後に行う食事会の経費等
⑤	金券類の購入に要する経費	商品券、交換チケット、図書カード等
⑥	賞品、記念品等の購入に要する経費	参加記念のペンの購入代、入賞者への景品代、講師への土産代等
⑦	寄附又は協賛に要する経費	NPO団体への助成金等
⑧	団体の運営に要する経常的経費	事務所賃貸料、光熱費、通信料等
⑨	その他市長が適当でないと認める経費	

補助金交付までの流れ

交付申請書は
事業実施**14日前**までに！



1

事業実施の前に
交付申請書を浜田市へ提出

《添付書類》

- 事業計画・収支予算書
- 団体規約または定款
- 団体構成員名簿

《注意点》

- 交付決定以前に支出された費用は対象外

事業が終わったら
実績報告書を事業終了後
14日以内に浜田市へ提出

2

《添付書類》

- 収支決算書
- 事業報告書(団体紹介シート)
- 領収書等の写し
- 補助金等交付請求書
- 通帳の写し

3

交付決定通知書が届いたら
事業実施

《注意点》

- 領収書等を保管しておきましょう。
- 記録用の写真を撮影しましょう。
- 事業内容に変更等行う場合には、事前に市へ相談してください。

浜田市からの入金

＼ 様式はこちら ＼



【問合せ先】 浜田市 まちづくり社会教育課 まちづくり推進係

TEL : 0855-25-9204 MAIL : machizukuri@city.hamada.lg.jp